

北海道告示第 10617 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 5 年 8 月 18 日までに北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 5 年 4 月 18 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

札内ショッピングモール

中川郡幕別町札内共栄町 163 番地 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規

東京都品川区南大井 6 丁目 22 番地 7 号

中道リース株式会社 代表取締役 関 崇博

札幌市中央区北 1 条東 3 丁目 3 番地

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規

東京都品川区南大井 6 丁目 22 番地 7 号

中道リース株式会社 代表取締役 関 寛

札幌市中央区北 1 条東 3 丁目 3 番地

(変更後)

DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規

東京都品川区南大井 6 丁目 22 番地 7 号

中道リース株式会社 代表取締役 関 崇博

札幌市中央区北 1 条東 3 丁目 3 番地

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
DCM株式会社	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井 6 丁目 22 番 7 号
株式会社ダイイチ	代表取締役 鈴木 達雄	帯広市西 20 条南 1 丁目 14 番地 47
北雄ラッキー株式会社	代表取締役 川端 敏	札幌市中央区北 11 条西 19 丁目 36 番 35 号
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 樹	札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1 番 21 号
株式会社メガネトップ	代表取締役 富澤 昌宏	静岡県静岡市葵区伝馬町 8 番地 6

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更 事項
DCM株式会社	代表取締役 石黒 靖規	東京都品川区南大井 6 丁目 22 番 7 号	

株式会社ダイイチ	代表取締役 若園 清	帯広市西 20 条南 1 丁目 14 番地 47	(ア)
株式会社セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣市外濑 2 丁目 38 番地	(イ)
株式会社ツルハ	代表取締役 八幡 政浩	札幌市東区北 24 条東 20 丁目 1 番 21 号	(ウ)
株式会社メガネトップ	代表取締役 富澤 昌宏	静岡県静岡市葵区伝馬町 8 番地 6	
株式会社 NKインターナショナル	代表取締役 木田 直樹	帯広市東 3 条南 8 丁目 1 番地 1 NKビル	(エ)

(4) 変更の年月日

- 上記(3)ア 令和 4 年 3 月 17 日
- 上記(3)イ(ア) 令和 2 年 11 月 5 日
- 上記(3)イ(イ) 令和 4 年 6 月 8 日
- 上記(3)イ(ウ) 令和 2 年 8 月 11 日
- 上記(3)イ(エ) 平成 29 年 10 月 7 日

(5) 変更する理由

- 上記(3)ア 代表者変更のため
- 上記(3)イ(ア) 代表者変更のため
- 上記(3)イ(イ) 小売業者入替えのため
- 上記(3)イ(ウ) 代表者変更のため
- 上記(3)イ(エ) 小売業者追加のため

2 届出年月日

令和 5 年 4 月 10 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和 5 年 4 月 18 日（火）から令和 5 年 8 月 18 日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで